

石巻市監査委員告示第6号

平成24年6月6日付け石巻市監査委員告示第5号で公表した生活環境部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成24年6月29日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石環第162号
平成24年6月22日

石巻市監査委員 柴山耕一 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 森山行輝 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成24年6月6日付け23石監第39号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>納税課</p> <p>【契約事務】</p> <p>印刷請負契約において、収入印紙が貼付されていない請書（4件）を収受していた。今後は、印紙税法に基づき収入印紙が貼付されたものを収受すること。</p> <p>【補助金交付事務】</p> <p>石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付事務については、平成21年度に実施した定期監査において、「石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付事務において、次のとおり不適正な事務処理が見られたので、今後は当該補助金の必要性及び妥当性等を再検討するとともに、現在の規則等と現実の運用との間にかい離があるものであれば規則を見直すなど、関係法令の遵守に心掛け、補助金の交付の適正化に努められたい。」と指摘したところである。特に、指摘事項のうち個別事項の「キ」において、「石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定（交付申請の提出期限に関する規定（毎年4月30日まで））が遵守されていなかった。」</p>	<p>契約事務で指摘された印紙税法に基づく収入印紙の貼付については、適切な事務を行います。</p> <p>石巻市納税貯蓄組合に関する補助金交付事務においては、平成21年度に指摘された項目について、平成22年度に改善されたのにもかかわらず、平成23年度に不適切な事務処理が行われたことに関して、細心の注意を払って事務処理を行います。</p>

<p>と指摘し、その改善を求めたところ（参考文書1）、「次年度より規則に基づいた適切な事務処理を行うよう努めます。」との回答があったところである（参考文書2）。</p> <p>その後、平成22年度は、この回答のとおり改善されているが、平成23年度においては、市から納税貯蓄組合に対して、平成23年6月30日まで納付事務補助金交付申請書を提出するよう通知している。</p> <p>平成23年度の納税貯蓄組合納付事務補助金の交付事務については、東日本大震災による被災直後でもあり、事務が通常よりも遅延することは理解できるが、実際になされた事務処理を見てみると、次のように、極めて不適切な処理がなされている。</p> <p>1 石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定による補助金交付申請書の提出期限について、課長決裁により4月30日を6月30日としていた。</p> <p>石巻市事務決裁規程では、第3条の「決裁の原則」において、すべての事務は、市長の決裁を経て処理しなければならないと規定しており、同条ただし書きにおいて、第4条に規定する「専決事項」についてはこの限りではないとしている。</p> <p>また、第6条の「専決の制限」において、第4条の専決事項であっても、事務の内容によっては専決することができないとしている。これらのことから、事務決裁規程に明確に規定されていない事務については、専決権は慎重に行使されなければならない。</p> <p>本件のように、規則によって定められた補助金交付申請書の提出期限を特例として延長しようとする場合は、市長等の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 各納税貯蓄組合長に対する「平成23年</p>	<p>1 事務決裁規程に基づき、事務決裁規程に明確に規定されていない事務については、市長等の決裁とします。</p> <p>2 規則により定められた提出期限</p>
--	---

<p>度石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付申請書について」の通知に関する発議書において、起案年月日が平成23年5月9日となっており規則に定める期限を過ぎてから処理されている。</p> <p>3 納付事務補助金交付申請書の提出期限を4月30日から6月30日に延期する理由が全く記載されていない。</p> <p>以上のように、東日本大震災の被災直後の事務処理とは言え、平成21年度になされた定期監査の結果等から判断しても「極めて不適切な事務処理である」と指摘せざるを得ない。</p> <p>今後の事務処理においては、このような文書でも情報公開の対象となり市民の目に触れる可能性も否定できない状況を理解し、細心の注意を払って事務処理に当たるよう望むところである。</p>	<p>内に申請書を提出することができるよう通知します。</p> <p>3 申請書の提出期限を延長する場合には、その理由を明確にするとともに、事務決裁規程等の規定を遵守し適切な事務処理を行うよう努めます。</p>
---	---

2 平成21年度の定期監査において、指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>市民税課</p> <p>【各種申告（申請）年月日】</p> <p>入湯税納入申告書、たばこ税の申告書、法人市民税減免申請書において、申告（申請）年月日の記載がないまま収受しているものが見受けられたので、記載するよう指導すること。</p>	<p>事業所等に対し、申告書を送付する際、年月日等に記載漏れがないよう文書等により周知を図るとともに、申告書の受理において、記載漏れ等の確認を徹底する措置を講じた。</p>